

## 【添付資料 14】 モニタリング基準

### 1. モニタリングの基本的な考え方

#### (1) モニタリングの目的

大磯町（以下、「町」という。）は、運営期間中、運営事業者が運営業務委託契約書に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準を達成していることを確認するため、運営モニタリングを実施する。

運営モニタリングを実施することにより、安定的かつ効率的な処理や、住民サービスの質の向上等を実現するために、町と運営事業者で十分なコミュニケーションを図ることとする。

なお、運営モニタリングは、運営委託費の減額を目的とするのではなく、町と運営事業者との対話を通じて、より質の高い事業とすることを目的として実施する。

#### (2) 実施時期

町は、次の時期において運営モニタリングを実施する。

1. 運営業務時
2. 事業期間終了時

#### (3) 運営モニタリングの費用負担

町が実施する運営モニタリングに係る費用は、町が負担し、運営事業者が自ら実施するセルフモニタリングに係る費用は、運営事業者の負担とする。

### 2. 運営業務に関するモニタリング

#### (1) モニタリングの方法

町が行う運営モニタリングは、運営事業者が自ら行うセルフモニタリングの結果を確認することを基本とする。運営事業者は、運営業務委託契約書に定められた業務を実施し、かつそれが要求水準書に定められた水準を満足していることを町が確認できるように、セルフモニタリングを行わなければならない。ただし、町が運営事業者に対して行う運営モニタリング方法についての詳細は、運営事業者が提供する運営業務の実施方法に依存するため、運営業務開始前までに策定するセルフモニタリング実施計画書の内容と合わせて協議を行い、決定する。また、運営開始後においても、必要に応じてモニタリング項目や方法等について見直しを行う。

町及び運営事業者は、運営事業者が提供するサービスに対し、以下の①日常モニタリング、②定期モニタリング、③随時モニタリングを実施する。

町及び運営事業者が出席する連絡会を少なくとも月に 1 回開催し、日常モニタリング、定

期モニタリングの結果報告を行うとともに、搬入者、施設利用者、職員等からの苦情等の発生の原因についての検討及び意見交換等を行う。

表1 モニタリングの種類

	町の行う業務 (運営モニタリング)	運営事業者の行う業務 (セルフモニタリング)
① 日常モニタリング (毎日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日報及び業務水準の確認を行う。</li> <li>・ 施設の運転状況の監視を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営事業者は、毎日、自らの責任により日常モニタリングを実施し、その結果を日報に記録する。</li> <li>・ 公害基準の超過、施設に係るトラブル、その他、業務に大きな影響を及ぼすと思われる事象が生じた場合には、直ちに町に報告し、町の要請に応じて対応し、日報等を提示する。</li> </ul>
② 定期モニタリング (毎月／毎四半期／毎年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町は、定期モニタリングとして、運営事業者が提出した月報、四半期報及び年報の内容を確認するとともに、設計施工段階で協議のうえ定めたモニタリング項目に従って、各業務の遂行状況を確認・評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営事業者は、日報及び報告事項をとりまとめ、月報、四半期報及び年報を町に提出する。</li> </ul>
③ 随時モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町は、運営期間中、必要と認められるとき(住民等からクレームがあった時、業務改善勧告を行った時、緊急時等)、随時モニタリングを実施する。</li> <li>・ 随時モニタリングは、施設巡回、業務監視、運営事業者に対する説明要求及び立会い等を行い、運営事業者の業務実施状況を確認・評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営事業者は、町に求められた左記の事項の説明及び確認を実施する。</li> </ul>

## (2) ペナルティポイントの制度

### (ア)ペナルティポイントを付与する事態とポイント数

町は、運営事業者が実施する業務が要求水準書等を満たしていないことを確認した場合はペナルティポイントを1日当たり1ポイント付与する。3か月以内に同じトラブル等が再発した場合は1日当たり2ポイント付与する。

(イ)ペナルティポイントの評価と減額

ペナルティポイントは、2 か月有効とする。ペナルティポイントの評価と減額は以下の手順で行う。

- ① 町は、毎月末に、日常モニタリング、定期モニタリング及び随時モニタリング等を経て、当月のペナルティポイントを確定する。
- ② 当月のペナルティポイントの確定後、当月を含む過去2 か月間のペナルティポイントの累積値を計算する。
- ③ ②で計算した累積ペナルティポイントが20 pを超えた場合、20 pを超えたポイントを減額ポイントとし、減額ポイント1 pあたり当月分の1 か月分の固定費の1%を減額する。

(ウ)ポイントを加算しない場合

以下の①又は②に該当する場合には、ペナルティポイントを加算しない。

- ① やむを得ないと町が認める原因によりペナルティポイントの対象となる事態が生じた場合
- ② 明らかに運営事業者の責めによらない原因によってペナルティポイントの対象となる事態が生じた場合

(3) 運営委託費を減額する場合

以下のような事態が発生した場合には、ペナルティとして運営委託費を減額する。なお、本ペナルティは、町に発生した損害がペナルティの金額を超過した場合に、当該超過金額について町が運営事業者に請求することを妨げない。

(ア) 処理対象物が受入不能となった場合

機器トラブルや公害基準未達等が原因で、本施設の処理対象物が受入不能となった場合、

- ▶ 代替処理を運営事業者が行った場合には、  
受入不能日数分の受入不能施設分固定費×1.0
- ▶ 代替処理を町が行った場合には、  
受入不能日数分の受入不能施設分固定費×1.1

をペナルティとして減額する。詳細は運営業務委託契約書による。

(イ) 容器包装リサイクル協会による検査において品質基準未達となった場合

容器包装リサイクル協会による検査において品質基準未達となった場合には、品質ランクダウンによる町の負担増加分の実費を損害賠償として請求する。詳細は運営業務委託契約書による。

#### (4) モニタリング結果の公表

町は、運営モニタリング結果及び改善・復旧の状況等を公表することができる。ただし、公表することにより運営事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項については、あらかじめ町と運営事業者との協議により公表の対象から除外することができる。

### 3. 事業終了時のモニタリング

#### (1) モニタリングの方法

町が、事業期間終了前に性能要件の満足を確認するため、運営事業者が要求水準書に基づいて行う性能確認等の結果を確認する。

#### (2) 要求水準書等を満たしていない場合の措置

町は、運営モニタリングの結果、施設及び施設内の設備の状態が要求水準書等に定められた要求水準を満たしていないと確認された場合には、運営事業者に直ちに適切な修繕措置を行うよう求めることができる。これを受けた運営事業者は、速やかに修繕し、町の確認を受ける。

運営事業者がかかる修繕を行わなかった場合、又は、運営事業者の行った修繕では要求水準書等に定められた要求水準を満たさなかった場合、町は、運営委託費の支払を留保することができ、かつ、運営事業者は、町の請求により、要求水準書等に定められた要求水準を満たすために必要な費用を町に支払うこととする。

以上